

嘆願書

寫 十八日三月日提出

我々全従業員は山下局長就任以来第二の更生案に依るサービス改善に對しては、労働の加重の上は必ずしも協力し乘客に對し懇切丁寧をモットーとして極力更生のためは努力し來つたのであり其の結果市民の好評を博しつゝあることは局長初め理事者の熟知せらるべき所でありませぬ。

然るに過日來新聞紙は市電の大整理本論並に諸手當削減を報導し我々又澤本主管助役と會見し其有無を糾したのであります。明確なる各辯を得ざるのみが却つて人心を動搖せしめ、今や従業員は極度の不安にかられ安じて業務に服すること出来ぬ情態であります。斯くして市民の足としての交通機関の重要性に鑑み又サービスの充実ありしことも甚だ憂ふべきであると思ひます。

しかして斯る情勢を其のまま放置することは我々従業員の不安のみならず、延いては市民又不安にかられることと云ふ迄ありせん。斯くの如き従業員と

市民の不安を速に除去することは局長の責任であると考へます。

我々全従業員は誠首賃下げに對しては絶対反対あり、同時に今日の不安を除き市民交通機関の安全を期すため

一 誠首は行はざること

二 本給及手當は削減せざること

以上二ヶ條に對し即時明答せられんことを右嘆願致します。

昭和九年八月二十九日

東京交通労働組合

緊急中央委員會 印

東京市電気局長

山下又三郎 殿